



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生をベースに考える認知症の取組

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

認知症に関する基本情報

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

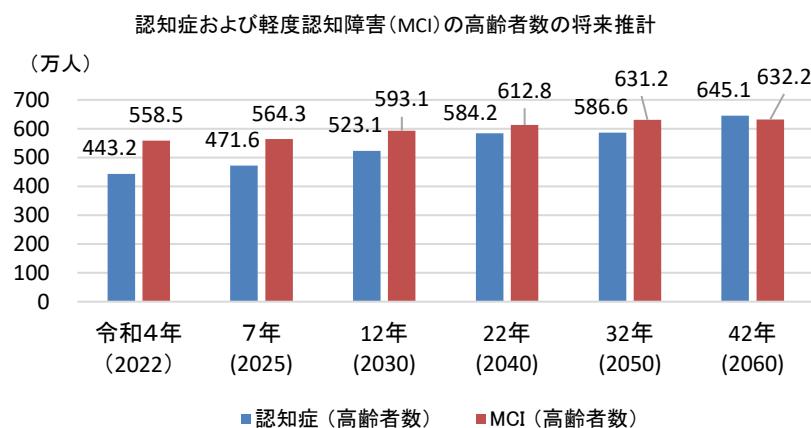
日本の介護保険をとりまく状況 ~高齢化+認知症+独居+地域差~

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,653万人となり、2043年にはピークを迎える予測(3,953万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2060年には、25%を超える見込み。

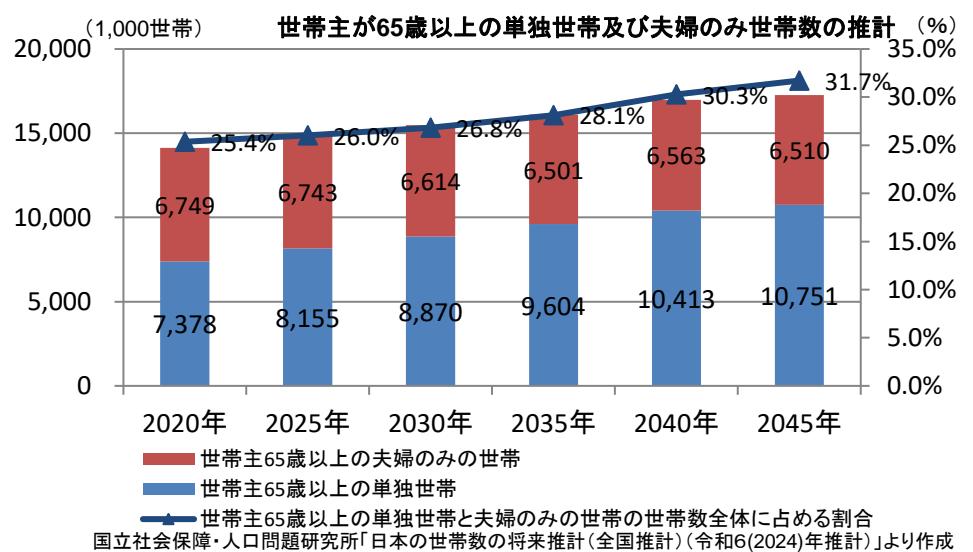
	2015年	2020年	2025年	2030年	2060年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,385万人(26.6%)	3,603万人(28.6%)	3,653万人(29.6%)	3,696万人(30.8%)	3,644万人(37.9%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,631万人(12.8%)	1,860万人(14.7%)	2,155万人(17.5%)	2,261万人(18.8%)	2,437万人(25.3%)

平成27(2015)年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(令和5(2023)年推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者等が増加していく。③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



資料:「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)より厚生労働省にて作成



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6(2024)年推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、人口構成が比較的若い県で今後増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	沖縄県(1)	滋賀県(2)	栃木県(3)	宮城県(4)	神奈川県(5)	~	東京都(21)	~	高知県(45)	島根県(46)	山口県(47)	全国
2020年 <>は割合 ()は倍率	15.8万人 <10.8%>	18.6万人 <13.1%>	27.1万人 <14.0%>	32.3万人 <14.0%>	123.1万人 <13.3%>		169.4万人 <12.1%>		13.1万人 <19.0%>	12.3万人 <18.4%>	24.5万人 <18.3%>	1860.2万人 <14.7%>
2040年 <>は割合 ()は倍率	25.3万人 <17.6%> (1.60倍)	24.9万人 <19.0%> (1.34倍)	35.5万人 <21.4%> (1.31倍)	41.8万人 <20.8%> (1.30倍)	156.8万人 <17.7%> (1.27倍)		202.7万人 <14.0%> (1.20倍)		13.9万人 <26.4%> (1.06倍)	12.9万人 <23.4%> (1.05倍)	25.5万人 <24.1%> (1.04倍)	2227.5万人 <19.7%> (1.20倍)

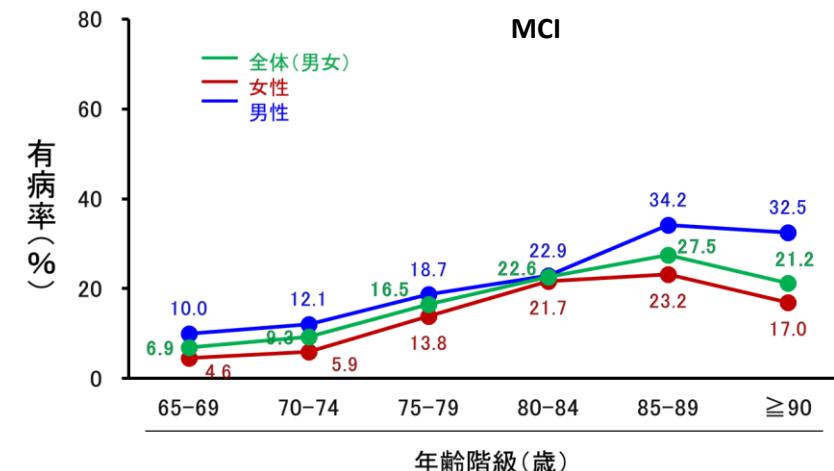
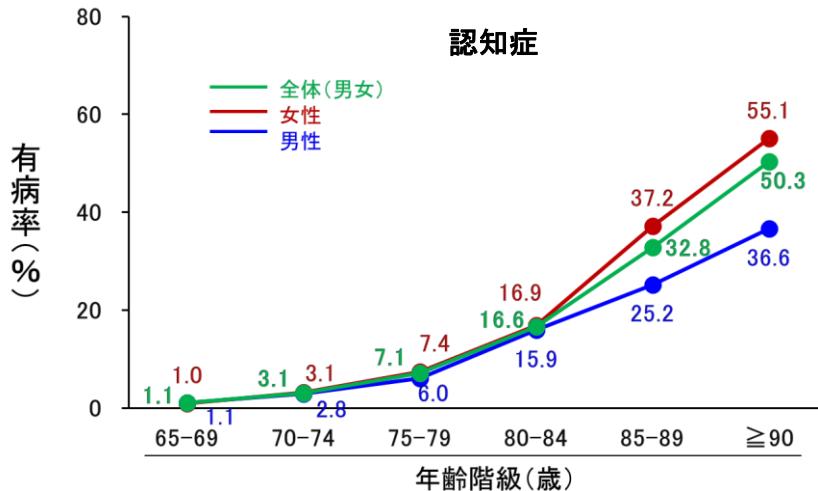
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」より作成

認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の将来推計

- 2022年に認知症の地域悉皆調査（調査率80%以上）を実施した4地域（福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町）において、新たに推計した、2022年の高齢者における認知症有病率（性年齢調整後）は、12.3%であり、また、高齢者におけるMCI有病率（性年齢調整後）は、15.5%であった。
- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2040年の認知症者高齢者数は584.2万人、MCI高齢者数は612.8万人と推計された。

※ 軽度認知障害（MCI）：もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態。

年齢階級別の有病率（2022年時点）



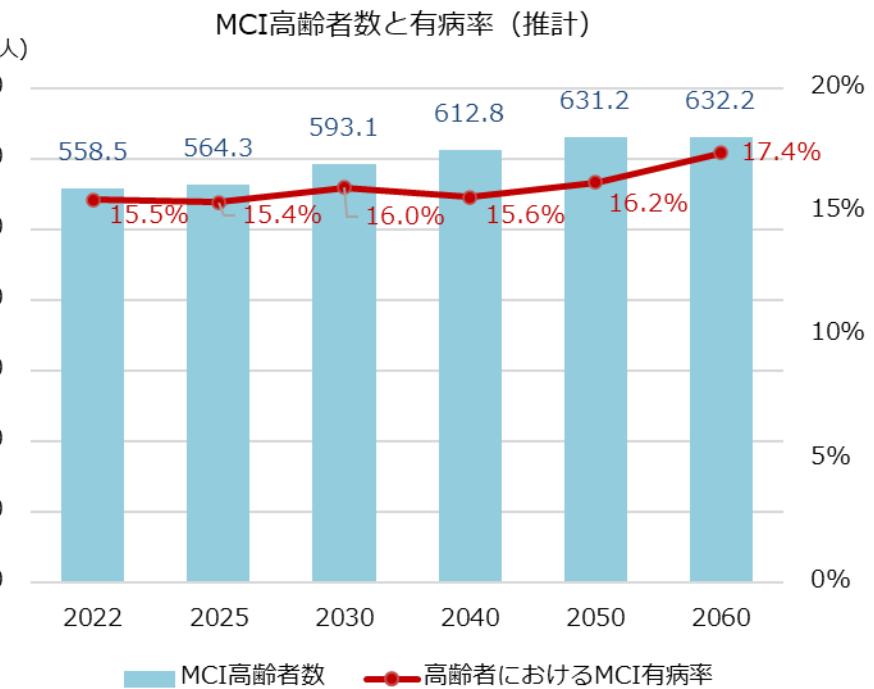
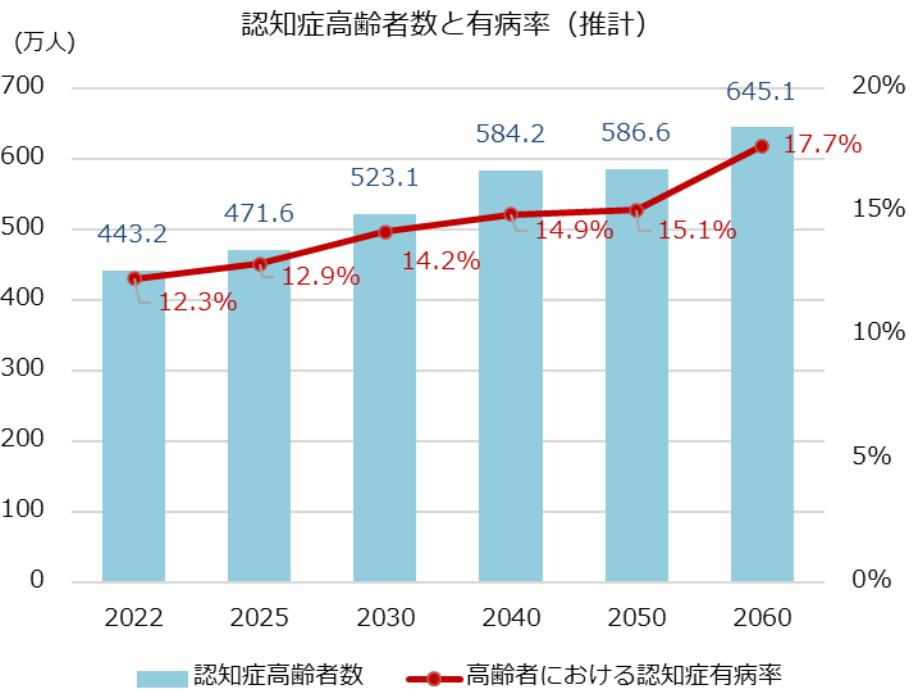
高齢者数と有病率の将来推計

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
認知症高齢者数	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人	586.6万人	645.1万人
高齢者における認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%	17.7%

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
MCI高齢者数	558.5万人	564.3万人	593.1万人	612.8万人	631.2万人	632.2万人
高齢者におけるMCI有病率	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%	16.2%	17.4%

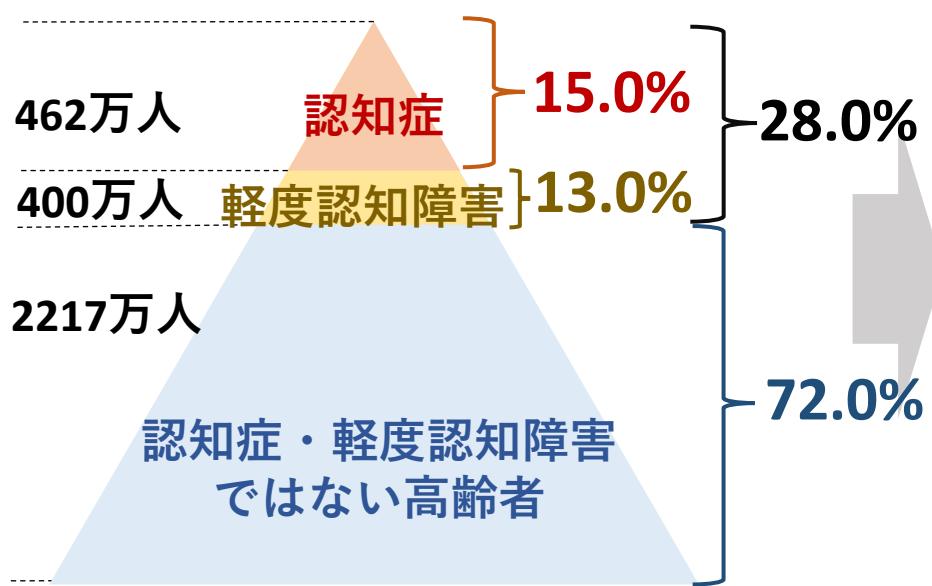
認知症は誰もがなり得る

- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2060年の認知症者高齢者数は645万人、MCI高齢者数は632万人と推計される

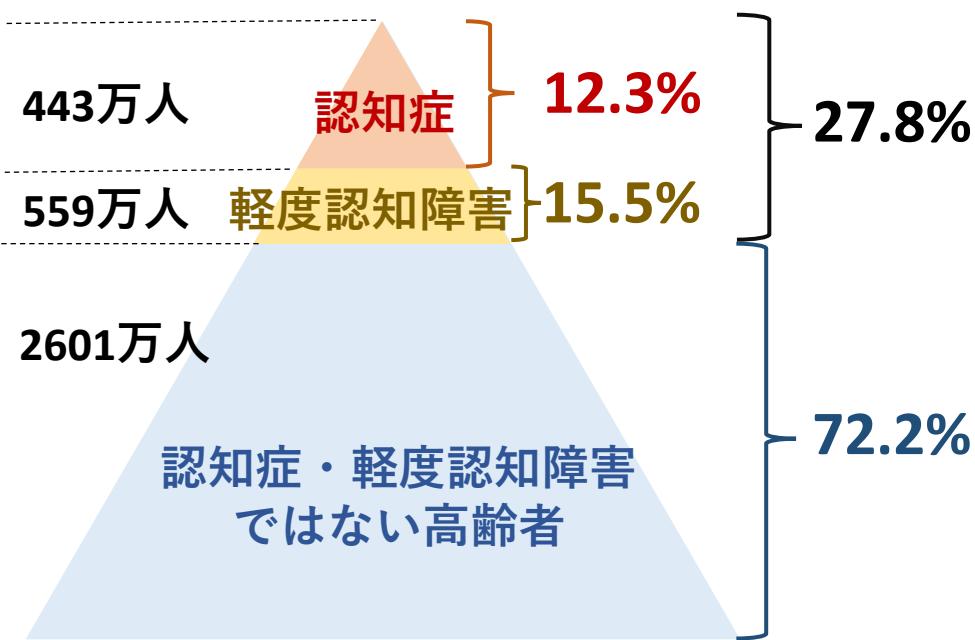


資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）より厚生労働省にて作成

2012年有病率調査



2022年有病率調査



平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」
(研究代表者 筑波大学 朝田隆)」

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金
「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(研究代表者 九州大学 二宮利治)」

日本における認知症施策のこれまでの主な取組

- ① 2000年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
 - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
 - ・介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
 - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 2004年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 2005年に**「認知症サポーター」の養成開始**。
※90分程度の講習を受け、認知症への理解を深める。 2025年年6月末実績 1,635万人
2012年にオレンジプランを策定。
- ④ 2014年に**認知症サミット日本後継イベントの開催**。
※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 2015年に**新オレンジプランを策定**。
- ⑥ 2017年に**介護保険法の改正**。
※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
 - ・認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
 - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 2018年に**認知症施策推進関係閣僚会議が設置**
- ⑧ 2019年に**認知症施策推進大綱（2025年まで）を関係閣僚会議にて決定**。
- ⑨ 2020年に**介護保険法の改正**。
 - ・国・地方公共団体の努力義務（国及び地方公共団体は、認知症に対する国民の关心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない）を追加。
 - ・「認知症」の規定は、最新の医学の診断基準に対応しつつ、今後の診断基準の変化にも柔軟に対応できるよう見直された。
- ⑩ 2022年 **認知症施策推進大綱中間評価**
- ⑪ 2023年 **共生社会の実現を推進するための認知症基本法 成立**
- ⑫ 2024年 **認知症施策推進基本計画 閣議決定**

認知症施策推進大綱の実施状況

KPI/目標	実施状況		
	平成30年度	現時点 (令和6年度又は令和5年度)	
認知症に関する理解促進	企業・職域型の認知症サポーター養成	認知症サポーター1,144万人、内、企業・職域型の認知症サポーター235万人(平成30年度末)	認知症サポーター1,622万人、内、企業・職域型の認知症サポーター325万人(令和6年度末)
認知症の人本人からの発信支援	全都道府県においてピアサポーターによる本人支援を実施	—	ピアサポート事業の実施件数 22都府県(令和5年度末) ピアサポーターによる本人支援 148市町村(令和5年度末)
早期発見・早期対応、医療体制の整備	認知症疾患医療センターの設置数	449ヶ所 二次医療圏域301ヶ所(89.9%) (平成30年4月末時点)	509カ所 二次医療圏域330カ所(95.2%) (令和6年12月末)
認知症の人の介護者の負担軽減の推進	認知症カフェを全市町村に普及	1,412市町村(91.4%) 7,023箇所(平成30年度末)	1,593市町村(91.4%) 8,558箇所(令和5年度末)
「認知症バリアフリー」の推進	全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備	—	593市町村(34.1%) (令和5年度末)

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 認知症施策推進基本計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

2.基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法的上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

- ①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

国の認知症施策の会議に認知症本人が参画

【認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議】

議長：内閣総理大臣
副議長：内閣官房長官、厚生労働大臣、健康・医療戦略担当大臣
構成員：
粟田 主一 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター長
岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科 教授
鎌田 松代 公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
黒澤 史津乃 株式会社 O A G ライフサポート 代表取締役
柴田 範子 特定非営利活動法人 楽 理事長
鳥羽 研二 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長
藤田 和子 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
町 亞聖 フリーアナウンサー



(右端が藤田委員)

【認知症施策推進関係者会議】

粟田 主一 東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター長
伊集院 幼 鹿児島県大和村 村長
井上 隆 一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科 教授
江澤 和彦 公益社団法人日本医師会 常任理事
及川 ゆりこ 公益社団法人日本介護福祉士会 会長
沖田 裕子 認知症の人とみんなのサポートセンター 代表理事
鎌田 松代 公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事
佐保 昌一 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
繁田 雅弘 東京慈恵会医科大学 名誉教授
柴口 里則 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長
春原 治子 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
戸上 守 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ
成本 迅 京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学 教授
新田 悅一 長崎県福祉保健部長
藤田 和子 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
堀田 聰子 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授
前田 隆行 100BLG 株式会社 取締役
松本 憲治 日本商工会議所企画調査部 担当部長
宮島 壽男 愛知県知多市 市長



(左から、戸上委員、春原委員、藤田委員)

認知症施策推進基本計画の概要

【計画の位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／I 認知症施策推進基本計画について／II 基本的な方向性

- ・ 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- ・ 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあります、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。

⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

III 基本的施策

- ・ 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進**する。
⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・ 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・ 評価指標は、重点目標に即して、**プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標**を設定

V 推進体制等

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・ ①行政職員が、認知症カフエ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- ・認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- ・認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- ・予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- ・科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関する課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- ・かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- ・地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- ・外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている		<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

施策の概要

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【対象経費】

（対象事業例）

- ・地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聞く場の設置
- ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等

【補助率】 国（定額）
1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円



都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き（概要）

位置づけ・目的

- ・ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、都道府県・市町村においては、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、「都道府県認知症施策推進計画」、「市町村認知症施策推進計画」を策定することが努力義務とされている。
- ・ 本手引きは、独立して/他計画と一緒にとして認知症施策推進計画を策定する場合、更には自治体における個別の認知症施策について、より良い形に見直し、実践する場合に参考されることを目的としている。

構成

■ 本手引きの要点

- 都道府県・市町村の担当者に意識してほしい考え方・心構え
- 都道府県・市町村にて計画の内容を検討する際の留意点

■ 計画の意義・目的

- 基本法の基本的な考え方と基本計画の意義
- 都道府県・市町村計画の役割

■ 計画策定のポイント

- 施策検討・実施時の留意点
 - ・ 新しい認知症観とは
 - ・ 本人参画のあり方
 - ・ 他計画との連動および認知症施策推進計画の柔軟な策定
 - ・ 部署横断的対応の具体的方法
- 基本的施策ごとに留意すべき点
- 基本計画におけるKPIの考え方

手引きの主要エッセンス：都道府県・市町村の担当者に意識してほしい考え方・心構え（抜粋）

1. 認知症と共に生きる人を権利の主体として、その基本的人権を本人および社会全体として確保・実現するという**権利（人権）ベースの考え方**を根幹におく。
2. 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進する。**
3. まずは施策を立案、実施、評価する**行政職員が、認知症の人と家族等の暮らしや活動の現場に出向き、認知症の人と家族等と共に過ごし、対話を重ね、意見を交わす。**そのなかで自分なりの「**新しい認知症観**」を獲得する。
4. 認知症の人の声を起点に、各地域での課題を明らかにしたうえで、認知症の人と家族等と共に、地域のるべき姿を描く。「暮らしやすい地域」に向けて、認知症の人と家族等および医療・介護に留まらない**多様な部局・関係者と共にまちづくりに取り組む。**
5. 計画策定そのものを目的化するのではなく、**地域のあるべき姿を実現するための手段として活用する。**
6. 国の基本計画に記載された内容について、網羅的にまんべんなく実施するのではなく、**各自治体の実態に合わせて優先順位を付け、重点的に取り組む施策を検討する。**
7. 地域のるべき姿の実現に向けては、新規施策の実施にかかわらず、これまでに各自治体において実施してきた既存施策についても、**認知症の人と家族等と共に見直し、検討し直す。**

都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き（施策検討時の「留意点」）

- 「基本的施策ごとに留意すべき点」の章では、国の計画の基本的施策①～⑧の分野に対応し、自治体における施策検討の際に留意すべき点を掲載。
- 分野ごとに、求められる基本的考え方方に加え、参考事例等も盛り込んでおり、自治体職員が適宜参照できる構成としている。

基本的施策① 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- (ア) 一人一人の希望に応じた多様な「本人発信」のあり方を認知症の人と共に考える
- (イ) 認知症サポーターの養成および活動につながる環境整備を認知症の人と共に推進する
- (ウ) 教育機関や行政機関、企業等と連携し、分かりやすい周知・広報を継続的に実施する

基本的施策② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- (ア) 生活等を営むうえでの障壁（バリア）を認知症の人と共に明確にする
- (イ) ハード・ソフト両面における障壁の除去に向けた方法を認知症の人と共に考える
- (ウ) 認知症の人の日常生活に係る多様な部局と連携する
- (エ) 認知症の人の日常生活に係る多様な企業・団体と連携する
- (オ) 認知症の人の「実現したい暮らし」を起点としてチームオレンジを整備する
- (カ) 独居の認知症高齢者が社会的支援につながりやすい地域づくりを推進する
- (キ) 災害対応に向けた取組を地域の認知症の人と家族等の参画・対話を基に進める
- (ク) 金銭管理や消費行動を安心して行える環境を整備する
- ・
- ・
- ・

基本的施策③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等

基本的施策④ 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

基本的施策⑤ 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等

基本的施策⑥ 相談体制の整備等

基本的施策⑦ 研究等の推進等

基本的施策⑧ 認知症の予防等

【留意点の解説例・手引き抜粋】

【都道府県・市町村にて計画の内容を検討する際の留意点】

- (ア) 一人一人の希望に応じた多様な「本人発信」のあり方を認知症の人とともに考える

認知症の人は多様であり、希望大使等の自発的な発信が得意な方だけではありません。また、希望する発信のあり方は一人一人異なります。「本人発信」を広くとらえ、より多く、より多様な認知症の人が発信できる多様な方法（日常の声を拾いあげることも含む）を考えることが必要です。実際に、ピアサポート（※今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減と認知症の人の社会参加の促進を図るため、認知症当事者による相談支援を実施すること）の場での本人や家族等の生の声や率直な思いを「冊子」としてまとめて発信している事例、地域の認知症の人の声を「動画」や「手紙」として発信している事例等、多様な方法で発信を行う事例が登場しています。

自治体の担当者から「自分たちの自治体には声を出してくれる認知症の人がいない」という話しを聞くことは少なくありません。いつの間にか「本人発信」をするのは、「認知症の人としてはっきりと主張する人」という像をつくりあげ、そうした「本人像」にあてはまる人を探してしまうことがあります。どの自治体にも必ず認知症の人が、それぞれ想いをもって暮らしています。なかには言葉を発することが難しい人もいると思います。しかし、本人一人一人が声に限らず姿を通して何らかの形で想いを発信しています。そうした小さな声、声なき声を拾いあげることも重要な「本人発信」の取組です。

会議の場等で本人に参加して語ってもらう・発言してもらう機会をつくることも重要ですが、自治体の担当者や認知症地域支援推進員が、本人の暮らしの場・活動する場や出かけていくところに足を運び、ともに過ごすなかで、ポロっと出てくるつぶやきを拾い上げる活動も「本人発信」に含まれます。本人ミーティングやピアサポート、認知症カフェ等は認知症の人同士の出会いの場であり、発信の場としても活用できます。自治体にはそのような認知症の人同士の出会いの場、発信の場の整備をより一層推進することが期待されます。一方、そのような場所でしか発信ができないわけではありません。医療機関や介護事業所、地域包括支援センター、行政の窓口、通いの場、サロン、町かどなどのいたるところで認知症の人は発信を行っており、それらの発信を計画策定や施策の検討等につなげることができます。

「本人発信」は発信して終わりではなく、その発信を地域に届け、地域住民一人一人の認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解の深化につなげることが重要です。

都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き（KPIの考え方）

- 「基本計画におけるKPIの考え方」の章では、KPIの意義・目的をはじめとして、国的基本計画のKPI（プロセス・アウトプット・アウトカム指標）それぞれについて、指標同士の関係性や、各指標における重要な考え方・ポイント、留意すべき点等を解説している。

【国の基本計画におけるKPI一覧】

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
	地方公共団体等における認知症施策の立案、実施、評価におけるプロセス（認知症の人の参画状況、分野横断的な関係者との取組状況等）等により多面的に把握するという観点	重点目標に資する認知症施策の実施状況等を把握するという観点	認知症の人や家族等の当事者の認識、あるいは国民の認識を確認することを通じて、共生社会の実現状況を把握するという観点
1 国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること	1. 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 2. 認知症サポーターの養成講座に認知症の人が参画している地方公共団体の数	3. 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 4. 認知症サポーターの養成者数 5. 認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	6. 認知症や認知症の人にに関する国民の基本的な知識の理解度 7. 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
2 認知症の人の生活においてその意思等が尊重されること	1. ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 2. 行政担当者が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 3. 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	4. 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 5. 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	6. 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
3 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること	1. 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 2. 認知症の人と家族等が参画した認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 3. 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	4. 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症コーディネーターを設置している地方公共団体の数 5. 認知症パリアフリー宣言を行っている事業者の数 6. 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 7. 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 8. 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	9. 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 10. 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 11. 認知症の人が自分らしく暮らすとを考えている認知症の人及び国民の割合
4 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること	1. 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	2. 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	3. 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数

【KPIごとの解説例・手引き抜粋】

（2）重点目標1：国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること

基本計画においては、「新しい認知症観」（＝認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らしきれることがあるという考え方）の実感的理 解の重要性を示しています。地域住民含む全ての関係者が「新しい認知症観」を理解していることは、基本法の目的である「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」の実現に当たっても必要なものであり、重点目標1はこれを掲げているものです。

それぞれの行政職員が地域の中で認知症の人と出会いが重要な第一歩であり、その上で、認知症の人や家族等の活動を支援していくことが必要です（プロセス）。こうした取組が、本人発信の拡大や地域における支え合いの体制づくりに寄与し（アウトプット）、結果として住民一人一人の新しい認知症観の実感的理 解が促進されます（アウトカム）。

プロセス指標 > アウトプット指標 > アウトカム指標

1. 【地域の中で認知症の人と出会い（a）、その当事者活動を支援（b）している地方公共団体の数】
 - (a) 行政職員が「地域の中で認知症の人と出会い」、対話をすることは、行政が地域における認知症施策を推進するための前提です。基本計画においても「認知症施策の立案、実施、評価にあたっては、認知症の人と家族等の参画が最も重要である」とされていますが、これは以下のよう考え方等を背景としています。
 - 認知症の人の生きづらさや自分らしい暮らしのために必要なことについては、認知症を体験する本人だからこそ想いや気づきを把握して初めて明確になる。
 - 本人の声から施策の立案を始めることで、全ての事業や取組が、本人のより良い暮らしにつながり、その地域が目指すまちづくりが進んでいく。
 - 認知症の人の声は、自治体が地域づくりにおいて目指していることやそのための計画・目標が、実際にそこで暮らす本人にとってどの程度進捗しているのかを捉えるための一つの要素にもなりうる。

…（以下略）

都道府県・市町村における計画策定①大阪府

名称	大阪府認知症施策推進計画2024 ※「大阪府高齢者計画2024」と併せ、一体的に策定	人口	8,771千人 (総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口 令和7年1月1日時点)		
策定期間	令和5年8月着手～令和6年3月策定完了	高齢化率	26.8% (総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口 令和7年1月1日時点)		
計画期間	令和6年度～令和8年度（3か年）				
計画策定におけるポイント	<p>基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人本人6名（若年性認知症の人を含む）、家族7名から計画案の概要に対する意見を伺ったうえで、高齢者保健福祉計画推進審議会において、審議を行った。</p>				
計画策定の効果	<p>府において策定した計画に掲げた課題や施策の方向性等を共有したことで、<u>市町村と連携した取組が順調に実施</u>されている。</p> <p>事例1）<u>認知症サポーター養成数は、目標達成に向け順調に推移</u>している。計画目標：令和8年度末 100万人 実績：令和6年3月末時点 84.9万人→令和7年6月末時点 90.2万人</p> <p>事例2）<u>地域版希望大使と協働し、本人による発信等が加わることで、より充実した認知症啓発の推進</u>ができている。</p> <ul style="list-style-type: none">令和9年度からの第10期の府の介護保険事業支援計画の策定に併せ、改訂を検討している。<u>職員が地域で行われている認知症のご本人や家族等の方の活動の場（本人ミーティング、認知症カフェなど）に</u>出向き、日常生活での何気ない内容の会話などを重ねていくなかで、<u>互いの関係性を高め</u>ている。<u>地域版希望大使「おおさか希望大使」（4名）と啓発活動等で行動をともにするなかで良好な関係性をつくる</u>ことができており、これまでのご自身の経験や今後の希望や現在の生きがいなど一步踏み込んだ内容のお話についても伺っている。「新しい認知症観」の普及をはじめとする「認知症への理解増進」の推進				
計画改訂に向けて	<p>事例）「新しい認知症観」をテーマとした講演会や啓発資材の作成。認知症サポーターの養成促進。</p> <ul style="list-style-type: none">認知症の人が安心して生活できるよう、日常生活における障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組の推進				
その他 (府の重点政策の抜粋)	<p>事例）民間事業者を対象とした認知症理解増進セミナーの開催。認知症の本人による発信支援の強化。</p>				

都道府県・市町村における計画策定②山形県

名称	山形県認知症施策推進計画	人口	1,012千人 (総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口 令和7年1月1日時点)		
策定期間	令和6年7月着手～令和7年3月策定完了	高齢化率	35.3% (総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口 令和7年1月1日時点)		
計画期間	令和7年度～令和11年度（5か年）				
計画策定におけるポイント	<ul style="list-style-type: none">山形県認知症施策推進協議会（ハイブリッド形式2回）にて、認知症の人と家族の会の山形県支部より、会員に実施した基本法の施行を踏まえたアンケート結果の報告を受けた。認知症カフェ運営者等情報交換会（現地4回、オンライン1回）や若年性認知症の人と家族のつどい（現地1回）に参加し、認知症本人及び家族、支援者、初期集中支援チーム員等より意見を聴取した。地域版希望大使の活動希望者との面談を行い、県内初の任命につながった。				
計画策定の効果	<ul style="list-style-type: none">県で計画を策定したことでそれを基に計画策定に着手する市町村が出始めている。認知症基本法の趣旨を踏まえた市町村の認知症ケアパスの更新・周知の推進につながっている。県内で初めて就任した地域版希望大使が、市町村で開催するイベントや山形放送の番組出演等で活躍しているため、認知症本人の声を県民に広める普及啓発につながっている。				
地域版希望大使の任命経緯	<ul style="list-style-type: none">米沢市より、認知症カフェを運営している認知症の当事者が、地域版希望大使としての活動を希望しているという情報が寄せられた。令和6年11月に面談し、大使の活動内容を説明した。また、本人が希望する活動（他の認知症本人やその家族の相談に応じるピアサポート活動に力を入れたい）の聞き取りをした。令和7年2月に米沢市から正式に大使の推薦があり、再度面談をし、最終意思確認をした上で3月に任命式を行った。任命後は市町村のイベントに参加していただき、普及活動を担っていただいている。参加者より「認知症になってもできること、楽しむことを意識したいと思った。」等の新しい認知症観に沿った感想が寄せられている。				
その他（県の重点政策）	<p>高齢化が進む本県では、まずは、「新しい認知症観」や早期診断・重症化予防の重要性を県民に周知することに重点的に取り組む。</p> <p>その後は、毎年開催している「山形県認知症施策推進協議会」にて県計画全体の進捗状況について評価を行い、年度ごとに重点的に取り組む施策を検討する。</p>				

都道府県・市町村における計画策定③鳥取市

名称

鳥取市認知症施策推進計画

人口

179千人

(総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口
令和7年1月1日時点)

策定期間

令和6年3月着手～令和7年3月策定完了

高齢化率

31.1%

(総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口
令和7年1月1日時点)

計画期間

令和7年度～令和11年度（5か年）

計画策定 に向けた ポイント

○計画策定に着手した当初は、進め方が全くわからなかつたが、認知症基本法の基本理念等に立ち戻り、本人の声を丁寧に聴き、声をもとに本人や本人の暮らしに関わる多様な立場の者とともに計画策定に向けて検討するため、認知症本人やその家族、介護サービス事業者や医療機関などのメンバーで構成された「認知症施策推進計画策定ワーキンググループ」（全6回開催）を設置。会議の初回では、対話しやすい環境をテーマに、認知症本人たちの声をしっかりと聴き、その後の会議のテーマや内容、資料等に反映した。

○従来の支援者視点・事業提供の発想から、認知症の本人視点・暮らしの継続の発想に転換するために、認知症の本人の話を起点にし、自分自身の暮らしをもとに自分ごととして考え、話し合うという計画づくりのプロセスを重視し、計画策定後の取組につなげる動きとなった。

○ワーキンググループの中には、日頃から関係があつた介護事業所の利用者・職員も参画し、事業所内の他利用者の意見も聴くように調整したことで多様な意見が集まり、一人ひとりが主体的に参画する本人参画を形成。

○計画策定中の段階で市民向けのフォーラムも開催し、「新しい認知症観」や認知症の本人参画による計画策定を進めていることを伝えるとともに、アンケートを実施して市民の声を集め、こうした内容も計画に反映した。

計画策定 の効果

○地域密着型通所介護の運営推進会議に参加していた民生委員から、協議の内容について「新しい認知症観をもつて本人のやりたいことがどうしたら実現できるか考える必要がある。施設職員も考え方を変えていかないといけない時代なんだ」という発言があり、「新しい認知症観」が浸透してきていることを実感した。

○人権教育推進員（※）が地域で人権啓発を実施するにあたり、「新しい認知症観」の理解を深めたいとのことから、研修会の開催や啓発資料等について意見や相談を求められるようになった。計画を策定し目指す姿が明確になったことで、皆が同じ方向に向かって対話し、活動できるようになってきている。

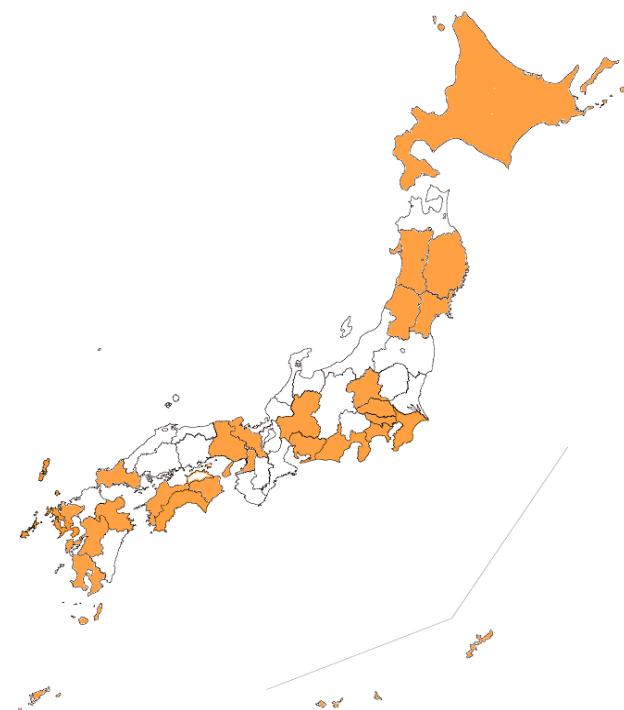
※ 職場や地域等において人権教育の推進を図ることを目的として設置、人権施策担当部署に配置

都道府県・市町村における計画策定④羽後町

名称	— (今後策定予定のため)	人口	13千人 (総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口 令和7年1月1日時点)					
策定期間	令和7年10月着手～令和9年3月策定完了予定	高齢化率	42.9% (総務省HP 住民基本台帳年齢階級別人口 令和7年1月1日時点)					
計画期間	令和9年度～令和11年度（3か年）							
○「誰もが、そして認知症になっても、安心して暮らせる」そんな羽後町にしていくために、認知症本人の参画も必要ではあるものの、羽後町で暮らす認知症本人たちの本当の思いや必要なことをどうしたら掴めるのかということを考え、自治体担当者や認知症地域支援推進員等が認知症の人の「本人参画」をみんなで話し合った。								
○その結果、羽後町では、認知症本人たちが集っている場に担当者や推進員らが『出向き』、『ともに過ごす』ことを大切にしていくこととし、日頃の業務における窓口相談対応や買い物支援等を行う有償ボランティア・うごおたすけ隊の定期ミーティングといった場面以外でも、								
計画策定 に向けた ポイント	・キャラバン火曜サロン（月2回）・・・認知症の人・家族・こども、誰でも自由に立ち寄れるサロンとして住民キャラバンメイトが運営							
	・おさんぽオレンジかふえ（月1回）・・・地域に昔からある食堂で医療・福祉の専門職をゲストに迎えランチを楽しみながら認知症について学び語らう場							
	・うごまちハッピー運転教室&Dカフェ（年3回）・・・認知機能や運転能力に不安を抱え運転免許の更新を待つ方に向けて、自動車学校・交通安全協会・地域包括支援センター共催で開催							
	といった認知症カフェの活動の中で常時、認知症の人の声を「聞くこと」を意識している。							
○認知症の人とともに過ごすことで、これまでの介護保険事業計画や事業等では足りなかつたり、行き届いていなかつた住民の具体的な生活課題や望み、本音がたくさん浮かび上がってきてている。								
○自治体担当者等が実際に現場に『出向き』、『ともに過ごす』ことで、認知症本人たちの本音がたくさん浮かび上がり、対話していくことの重要性を再認識することができた。								
○日常の中で本人の声を聴き、本人とともに考え、まずは動いてみる羽後町なりのやり方で、認知症施策推進計画策定の準備を進めている。								
その他								

認知症の本人からの発信の支援 (認知症本人大使の任命)

- 国において、**7名の「希望大使」**（令和2年～丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん、令和6年～鈴木貴美江さん、戸上守さん）**を任命**
- 都道府県において、令和2年度以降、**26都道府県、90名の地域版の希望大使を任命**（令和7年3月31日現在）



※オレンジ色は、地域版希望大使を任命しているところ
(このほか、検討中もあり)

認知症の本人が自らの言葉で語り、認知症になつても
希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信

認知症の地域共生の取組み

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

認知症の人の診断後支援について - ピアサポート活動 -

認知症の人やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなどに対して大きな不安を抱えている。このため、前向きな一歩を踏み出せるよう、早期からの心理面・生活面への支援（診断後支援）が重要であり、医療機関や地域などの様々な場所において、認知症の人による相談支援（ピアサポート活動）が実施されている。

＜ピアサポート活動＞

今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減と認知症の人の社会参加の促進を図るため、認知症当事者による相談支援を実施すること。



(院内のピアサポート)

【都道府県の実施状況】

- ・事業名：ピアサポート活動支援事業（認知症総合戦略推進事業）
- ・実績：22都府県

【市町村の実施状況】

- ・実績：全国の148市町村（8.5%）

※市町村が配置する認知症地域支援推進員が中心となって地域支援事業交付金等を活用してピアサポート活動を実施

【認知症疾患医療センターにおける実施状況】

- ・事業名：認知症疾患医療センター運営事業
- ・実績：全国に設置されている505カ所のセンターうち198カ所においてピアサポート活動などを実施

※実績は令和5（2023）年度実績調査より

医療機関がピアサポート活動を実施する以外に、地域でも活動が実施されている。

（例）

地域包括支援センター職員、市の職員、認知症地域支援推進員が連携して立ち上げを支援。認知症の人が主催者となり、地域の多目的ホール等を活用して活動を実施。仲間との語り合いや、レクリエーション、地域の人との交流会などを実施している。



（やりたいことを仲間で検討）

認知症の人の診断後支援について - 認知症カフェ等その他の活動 -

ピアサポート活動以外にも、認知症カフェや本人ミーティング、認知症の人と家族の会等が行う電話相談やつどいの場など、認知症の人やその家族が集まる場が開催されている。



<認知症カフェ>

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

- ・実績：全国の**1,593市町村（91.4%）**にて、**8,558 カフェが運営**
- ・設置主体：介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多い。

※実績は令和5（2023）年度実績調査より



<本人ミーティング>

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。

- ・実績：全国の**432市町村（24.8%）**で実施

※実績は令和5（2023）年度実績調査より



<認知症の人と家族の会が開催するつどい>

家族介護者のつどい、本人・若年のつどいなど、全国で年間4,309回のつどいが開催されている（2023年度）。

※認知症の人と家族の会 https://www.alzheimer.or.jp/?page_id=73

診断後支援を通じた社会参加活動への広がり

認知症の人への診断後支援は、生活の安定や不安の軽減にとどまらず、本人が地域や社会とのつながりを維持・拡大するうえで重要な役割を果たしている。

(本人スタッフとの出会いをきっかけに自らもピアサポートの場を提供する立場に)

診断後まもなくサポートセンターとつながったAさんは、同年代の**本人スタッフがいる居場所**を紹介され、毎週通うようになった。同年代の参加者との交流を深めるなかで徐々に活動的になり再就職しただけでなく、サテライトカフェを立ち上げ、**自らもピアサポートの場を提供する**スタッフとなって活動するようになった。

(本人ミーティングを通じてデイサービスに就職)

本人ミーティングで、Bさんの高齢者への接し方が上手だったことを見たことから、Bさんの特性を生かした再就職ができないか検討、地域包括支援センターからの紹介で**デイサービスに障害者雇用枠で就職**することができた。

(認知症の人も参加した地域再興)

奈良市追分地区は、かつて梅林で有名な観光地であったが、地域住民が高齢化、梅林も放棄され、衰退の一途を辿っていた。地域の復興をしたいが、担い手がいないという住民の悩みに行動を起こしたのが、**認知症の人と支援者のグループ**であった。グループの代表が、50～60代の若年性認知症の人や家族、支援者ら約20人がメンバーと共に、梅林の手伝いを始め、残っていた梅の手入れや約500本の苗木を植える作業を、2014年から順次開始。

こうした姿に感銘を受けた**地元住民、大学、農業関係者**なども加わり、この場所を拠点として**地域復興の様々な取組**が始まっている。



資料出所：認知症の人の「はたらく」のススメ,若年性認知症を含む認知症の人の能力を効果的に活かす方法等に関する調査研究事業（平成29年度老人保健事業推進費等補助金一般社団法人 人とまちづくり研究所）

認知症疾患医療センターの質の管理及び地域連携のあり方に関する調査研究事業（令和元年度老人保健事業推進費等補助金地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）

SPSラボ若年性認知症サポートセンターきずなや、<https://kizunaya-nara.org/activities/bairin/>

ピアサポート活動や本人ミーティングの取組（事例）

「任せの会」（ピアサポート活動）

実施主体：宮城県仙台市いづみの杜診療所（医療機関・疾患医療センター）

開催場所：仙台市内及び診療所内

- 医師や相談員、家族介護者から勧められて納得・同意した本人、診断後支援を希望する本人が参加。院内で行うものは、診察の合間に当事者が自由に参加しており、通院のタイミングで気軽に参加できるメリットがある。
- いざれも司会は当事者であり、院内で行うものは、「一般社団法人認知症当事者ネットワークみやぎ」の当事者メンバーに有償で委託。当事者の意向により記録は取らず、職員もほとんど参加しない。
- いづみの杜診療所等によって構成される初期集中支援チームのメンバーにも、本人がピアソーターあるいは経験専門家として登録され、活動に貢献している。
- その他、リカバリーカレッジと呼ばれる、当事者と関係者との勉強会を開催。行政の職員が施策について相談する場ともなっている。

（ピアサポートを経て、地域で活躍するようになった方の手記）

（前略）認知症のピアソーターとして認知症当事者との交流会を実施しています。そこではたくさんの人との出会いがあります。（中略）困った話をするよりも、楽しい話や自分の話をするようにしています。そうすると、「あんたのいる日にまたくる」と言われるととても嬉しいですし、一緒に来たご家族も笑顔になっていきます。最近は地域の講話会に講師として招かれることがあります。認知症になったからこそ新たな場所に行けて、新たな出会いがたくさんあるのだと思います。認知症は怖くないです。

実桜（みお）の会（認知症本人ミーティング）

実施主体：東京都千代田区

開催場所：ファミリーレストランや喫茶店、公共施設

- 認知症と診断された本人や家族などが、それぞれの席で日々の想いや悩みなどを自由に語り合う会。区内外を問わず参加が可能。
- 認知症ケアパスを改訂する際にも、「実桜の会」に参加する方の意見が反映されている。
- 認知症の正しい理解を持ち、認知症の人を支える取り組みを積極的に実施している企業や大学を「千代田区認知症サポート企業・大学」として千代田区が認証している。認証企業となっている企業が開催場所の提供も行っている。

（参加者・支援者の声）

- ・ 認知症のことを知らないように頑張らなくてもよい場所だから、居心地がいいです。認知症でも元気に頑張っている方とお話を元気をもらいました。（本人）
- ・ 家族の認知症のことを素直に話せた。話すことは大事。（家族）
- ・ 認知症本人だからこそ、『自分が生活の主体だ』という思いを強く持ていらっしゃる。専門職の私たちは、実はそういったお気持ちをじかに受け取る機会が少ないので、私たちにとっても新しい風になっている（支援者）



認知症の人の社会参加活動の体制整備

- ・ 認知症を有する高齢者や若年性認知症の中には、これまでの経験等を生かして活躍したいとの声が少なくない。
- ・ 地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、**令和元年度より社会参加活動のための体制整備を地域支援事業（認知症総合支援事業の中の認知症地域支援・ケア向上事業に位置づけ、その取組を支援。**

（具体的な取組例）

- ・ 市町村が適当と認めた事業者による農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者に専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言
- ・ 市町村が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援 など

（主な経費内容）

- ・ 作業実施の指導・訓練に関する人件費（農家等への謝礼）や介護支援が必要な場合の人件費
- ・ 作業実施のための諸経費（器具の購入）やイベント（マルシェ）の開催
- ・ 商品の売上げは、支援の対象者である高齢者の有償ボランティアの謝金等として事業費に充てつつ、不足部分を支援

※ 1市町村あたり、3カ所の実施を想定（財源の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所まで）。



その他の実践例



地域の子どもたちの見守り活動



廃棄予定だったビニールハウスを活用したシイタケ栽培



宅配業者と協働したDM便の配達



施設スペースを活用した駄菓子屋



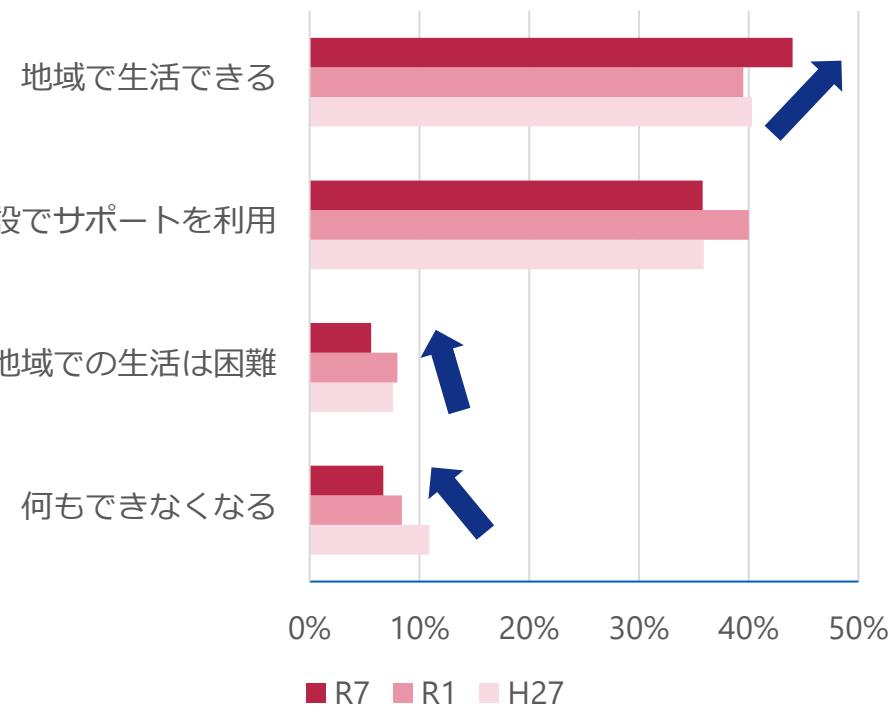
鉄棒のペンキ塗り

令和7年度 「認知症に関する世論調査」結果

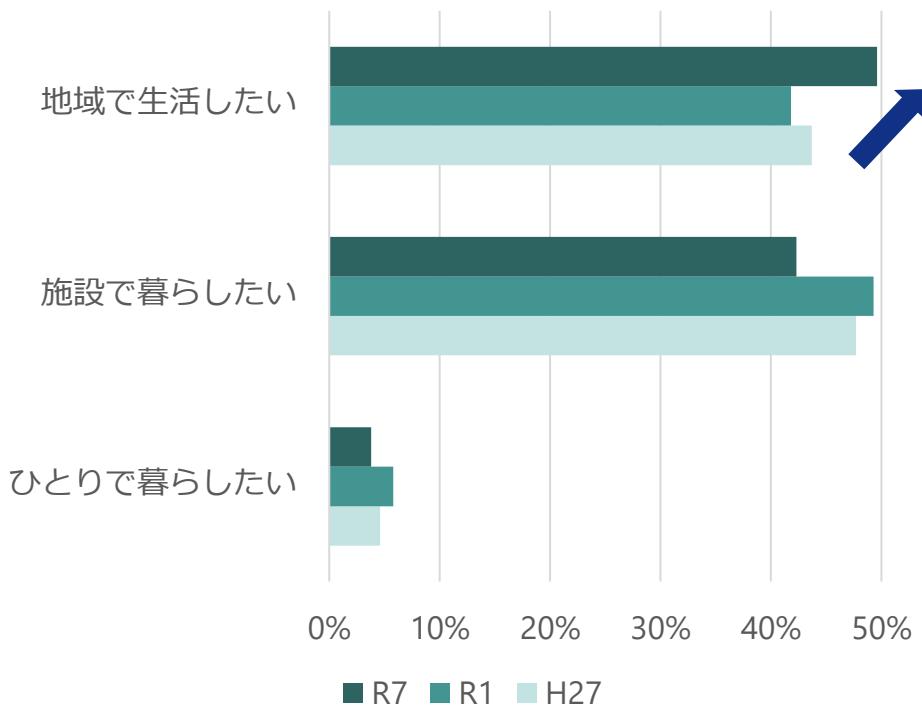
調査結果概要

- 前回、前々回調査と比較し、
 - ・「認知症に対するイメージ」として、「地域で生活できる」という回答が約5%増える一方、「何もできなくなる」等の否定的な回答が減少
 - ・「認知症になった場合の暮らし」について、地域で生活することを希望するとの回答が約8%増加

認知症に対するイメージ



認知症になった場合の暮らし



日本認知症官民協議会

- 認知症に係る諸問題への対応が社会全体で求められているという共通認識の下、行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、取組みを推進することを目指すために2019年（平成31年）4月22日に設立。

日本認知症官民協議会

- 経済団体、金融（銀行・保険等）・交通業（鉄道・バス等）・住宅業（マンション管理等）・生活関連産業団体（小売業等）、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。
- 協議会の下にワーキンググループを設置し、当事者・その家族の意見も踏まえつつ、具体的な検討を行う。

認知症イノベーションアライアンスWG

経済産業省

認知症当事者や支え手の課題・ニーズに応えるようなソリューションの創出と社会実装に向けた議論を実施。

認知症バリアフリーWG

厚生労働省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、その解決に向けた検討を実施。



- **令和2年度**は、業態等に応じた認知症の人への接遇方法等に関する『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を作成（金融、住宅、小売、レジャー・生活関連の4業種）
- **令和3年度**は、より個別企業の実情に即した独自のマニュアル作成を促すため、記載例や留意事項を整理した『留意事項集』を作成。また、認知症バリアフリー宣言試行事業を実施するとともに、その結果等を踏まえて認知症バリアフリー宣言制度を本格実施。
- **令和4年度**は、薬局・ドラッグストア、配食等、運動施設、図書館の4業種の手引きを作成。
- **令和5年度**は、携帯ショップ、旅館・ホテルの2業種の手引きを作成。
- **令和6年度**は、宅配の手引きとメディア向けの啓発冊子を作成。

認知症バリアフリー社会実現のための手引き
令和編



- **令和7年度**は、認知症の人やその家族等のご意見も踏まえ、「飲食店」、「大型家電量販店」の2業種の手引きの作成を進めるとともに、検討委員会を設置して認知症バリアフリー促進のための取組等を検討する予定。

認知症バリアフリー社会実現のための手引き

認知症バリアフリーを推進し、認知症の人の社会参加やチャレンジを後押しする機運を社会全体で高めるため、日本認知症官民協議会（行政のみならず経済団体、医療・福祉その他業界団体、自治体、学会等から約100団体が参画）にて、認知症の本人・家族の意見を踏まえつつ、策定。

★認知症の人と接する機会の多い業種等から作成

【令和2年度】

「金融」（銀行・信託・生保・損保・証券）

「住宅」（マンション）

「小売」（コンビニ・小売店・薬局等）

「レジャー・生活関連」（旅館・ホテル、理美容、飲食業等）

【令和4年度】

「図書館」「薬局・ドラッグストア」「運動施設」「配食等」

【令和5年度】

「旅館・ホテル」「携帯ショップ」

【令和6年度】

「宅配」「メディア（啓発冊子）」

【令和7年度～】

認知症の本人・家族の希望を踏まえ、「飲食店」、「大型家電量販店」向けの手引きを作成予定。



日本認知症官民協議会
認知症バリアフリーアーリーリンググループ

認知症の医療関係の枠組み

ひと、くらし、みらいのために

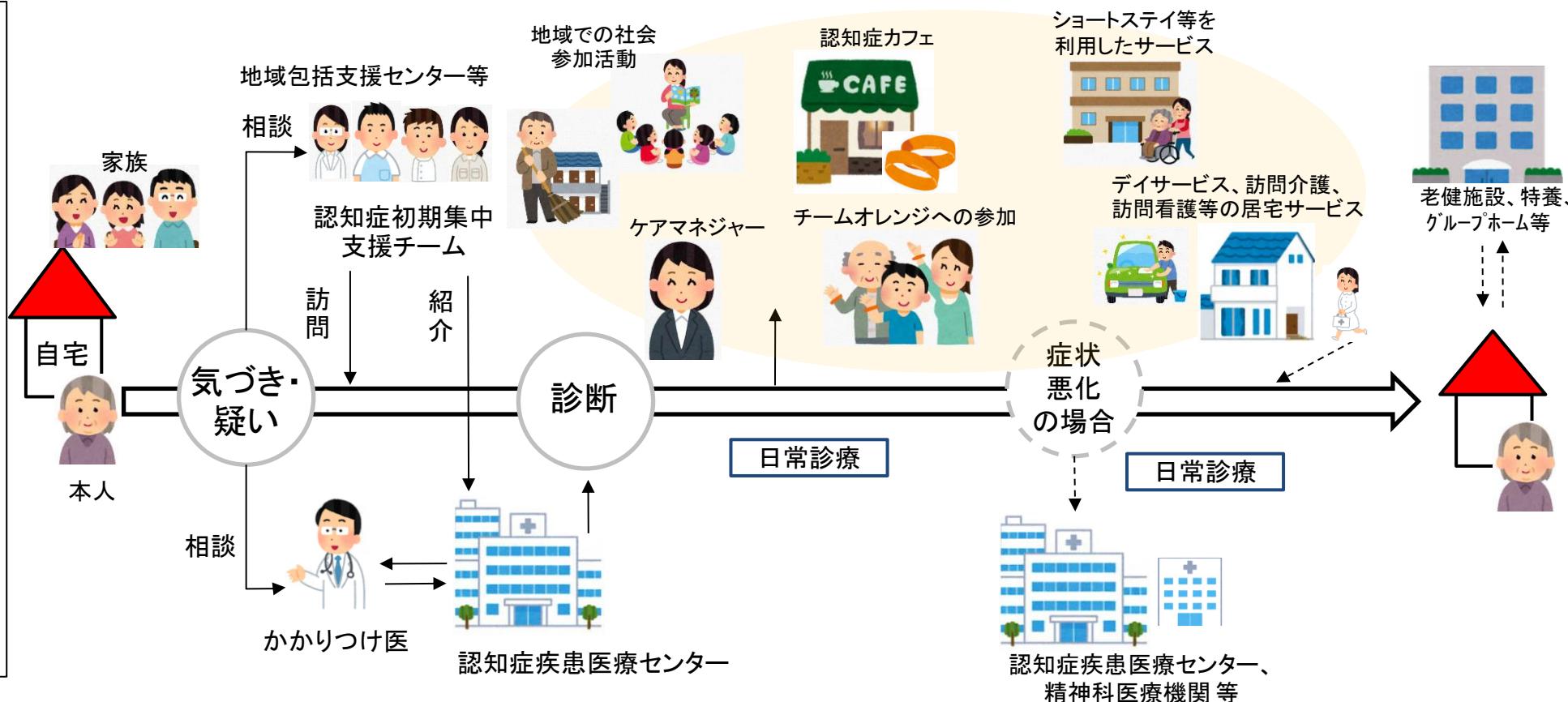


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

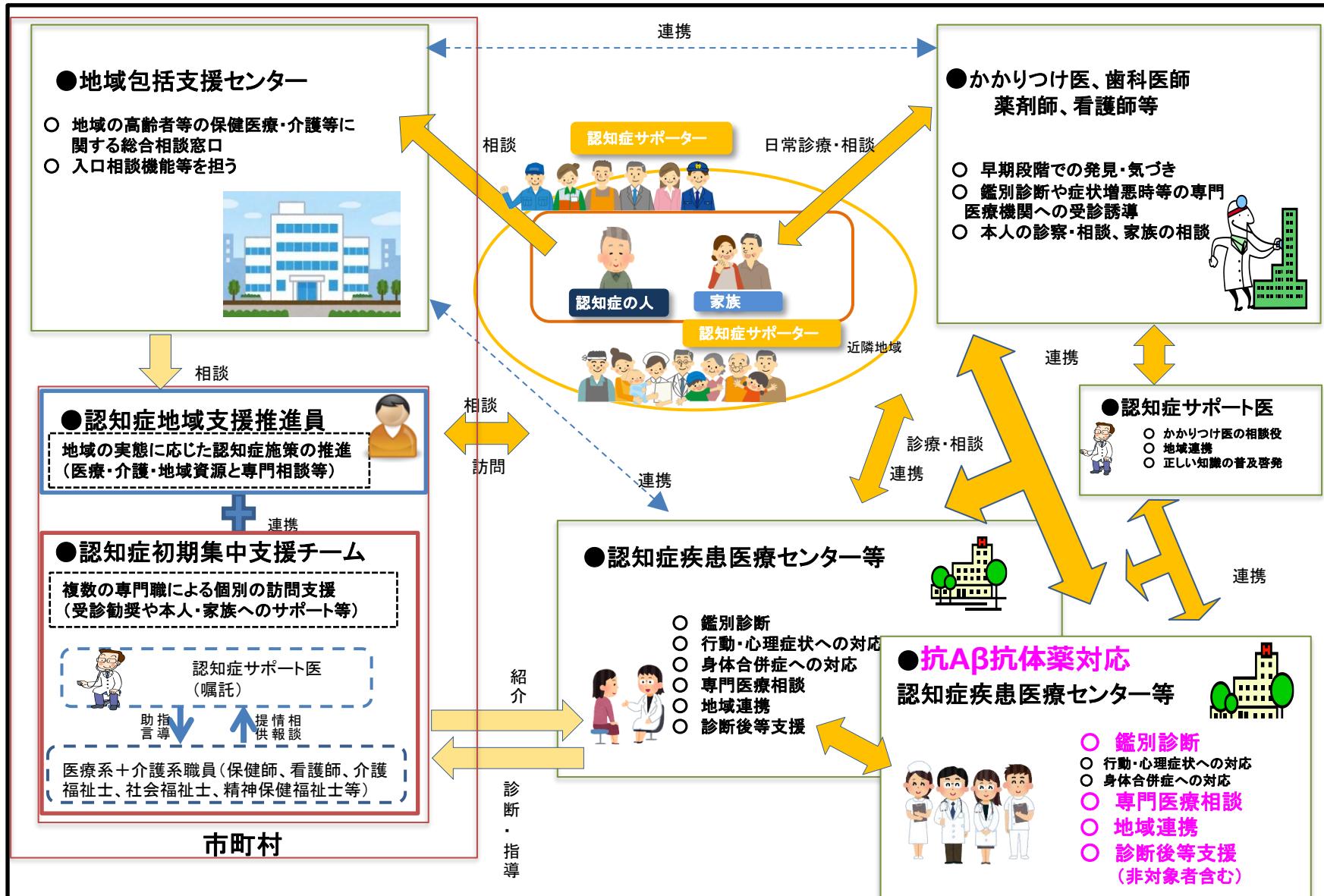
認知症ケアパス

- 認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
- 市町村が地域の実情に合わせて作成し、住民や関係機関に広く周知することとしている。
- ※ 令和5年度実績：1,656市町村（実施率95.1%）

認知症ケアパスのイメージ図（一例）



認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供



関係機関の専門職への研修の実施・認知症疾患医療センター等の認知症医療提供体制を整備

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、**市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設**（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業
地域の高齢者や家族介護者に対して、 初期段階から継続的・専門的に相談支援を行い、地域における様々なサービス等につなげる。

※指定居宅介護支援事業者に一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)
要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

指定介護予防支援

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進**や、**高齢者虐待への対応**等を行う。

包括的支援事業の実施



包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の**介護支援専門員への支援**、**介護予防サービスの検証**等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成の場**

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム（全市町村に設置）

●認知症初期集中支援チームのメンバー



医療と介護の専門職

（保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等）

認知症サポート医 である医師（嘱託）

●配置場所

地域包括支援センター等

診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁

対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する者

◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する者

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (イ) 繼続的な医療サービスを受けていない者
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない者
- (エ) 診断されたが介護サービスが中断している者

◆ 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

設置状況

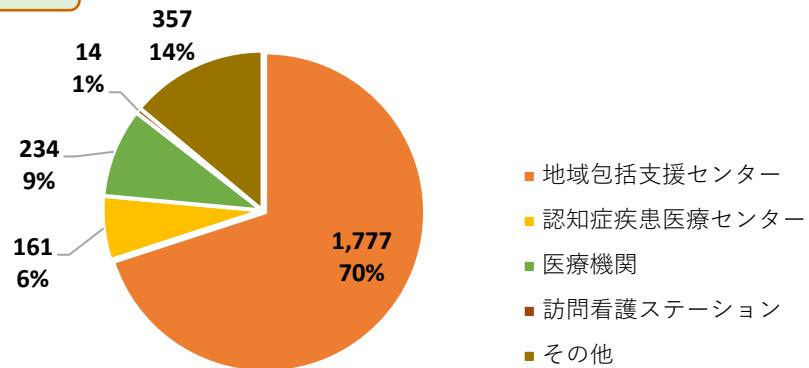
※ R 5年度実施状況調べによる

実施市町村数	設置チーム数	チーム員総数	平均チーム員数
1,741市町村	2,543チーム	17,066人	6.7人

R 1.9月末、全市町村に設置

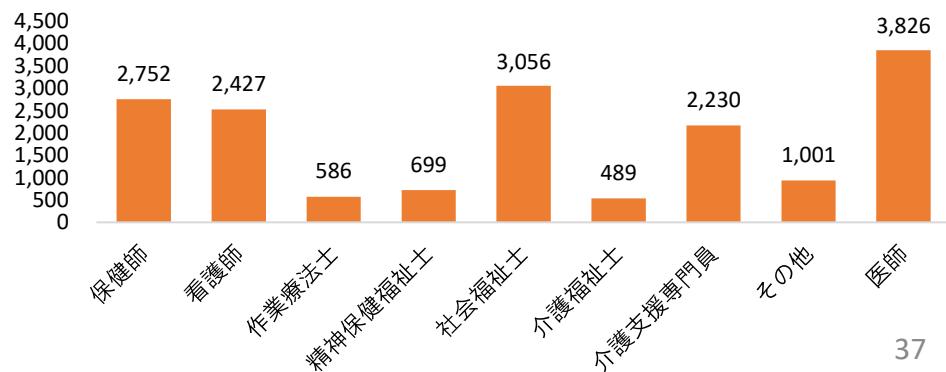
【令和4年度 実績】訪問実人数: 15,280件

設置場所



- 地域包括支援センター
- 認知症疾患医療センター
- 医療機関
- 訪問看護ステーション
- その他

チーム員の職種



初期集中支援チームの活動事例

かかりつけ医の協力により専門医へつながった事例

男児・男性に抱き着く行動や物忘れの症状が出現。家族が受診を促すが自覚なく、拒否あり、近隣住民も対応に苦慮していた。地域の関係者らと地域ケア個別会議を実施し、情報共有と地域での理解や見守りを支援するとともに、初期集中支援チームの関わり開始。

地域包括支援センター職員やチーム員が自宅を何度も訪問し、信頼関係を構築。かかりつけ医とも連携することで専門医の受診に繋がり、前頭側頭葉型認知症と診断され服薬治療が開始となった。治療や服薬の効果、家族のかかわり方の変化や地域住民や周囲関連機関の理解により感情の激しい変動等が穏やかになり、専門医の定期受診も継続できている。

行動・心理症状に積極的に取り組み解決を図った事例

※常同行動：周囲からは意図がわかりにくい繰り返し行われる行動

言語による疎通はほぼ不可能な状態で、常同行動として自動車販売店に毎日出入りし、介護抵抗も著しく入浴も困難であった。これまで訪問看護師が関わっていたが、本人が逃げてしまい有効な介入には至っておらず、初期集中支援チームの関わり開始。

本人のルーティンに入ることができるよう、毎日決まった時間に訪問した。ケアマネや訪問看護等の関係者の協力を得ながら訪問を続けた結果、他者への慣れが見られるようになり、訪問リハビリの導入に至る。また、妻の話を傾聴し、支援するとともに、本人の常同行動のルートである自動車展示店や喫茶店には、妻・チーム員・保健所職員から事情を説明し、何かあった時の連絡先を伝えるなどして、見守り体制を整えた。

地域や家族との協力体制を整えたことで、身だしなみなど生活面にも前向きな変化が生じた。

認知症疾患医療センター運営事業

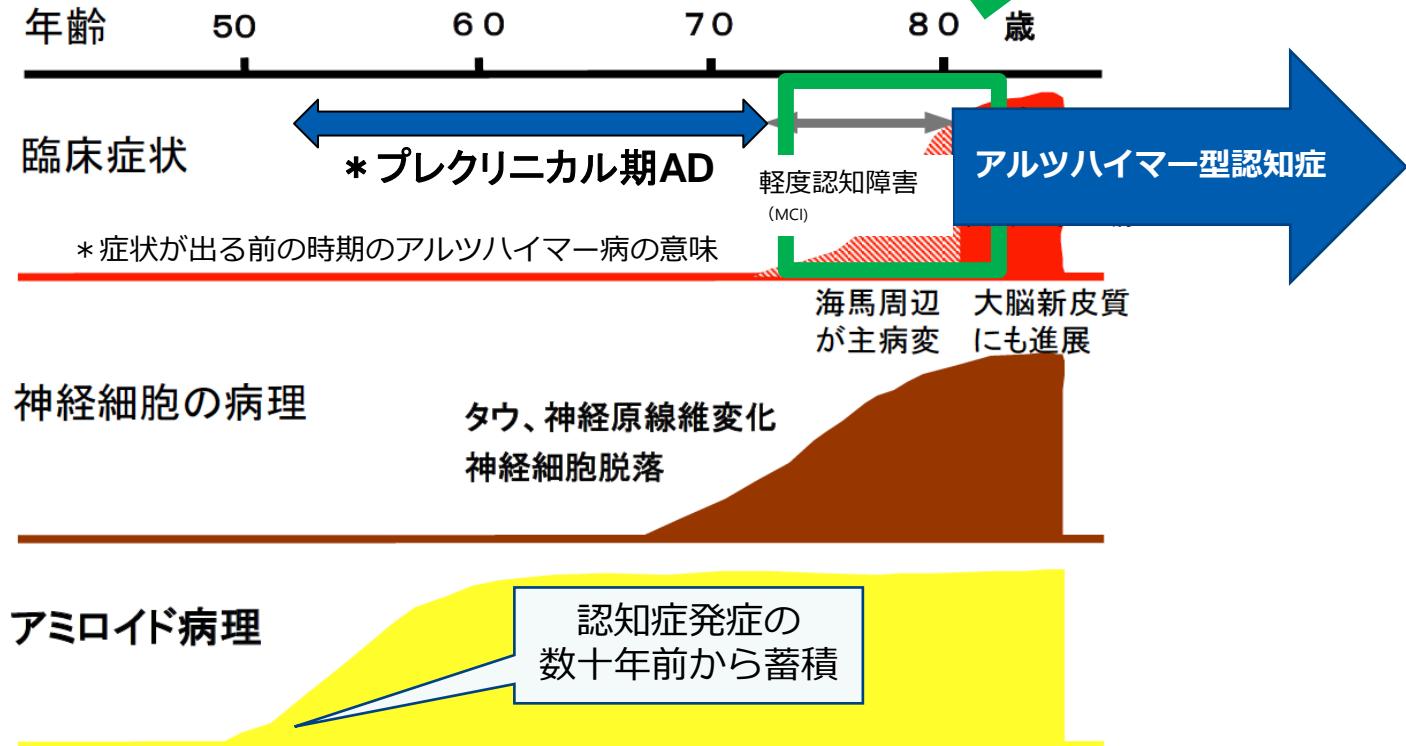
- 認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域での認知症医療提供体制の構築を図る事業（H20年度創設）
- 本人や家族に対し今後の生活等に関する不安が軽減されるよう行う「診断後等支援」や、都道府県・指定都市が行う地域連携体制の推進等を支援する「事業の着実な実施に向けた取組」なども実施
- 実施主体：都道府県・指定都市（病院または診療所を指定）
- 設置数：全国に509カ所（令和6年12月現在）【認知症施策推進大綱：KPI/目標】全国で500カ所、2次医療圏ごとに1カ所以上

	基幹型Ⅰ	基幹型Ⅱ	地域型	連携型
主な医療機関	総合病院、大学病院等		精神科病院、一般病院	診療所、一般病院
設置数（令和6年12月現在）	16カ所	5カ所	388カ所	100カ所
基本的活動圏域	都道府県圏域		二次医療圏域	
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） 臨床心理技術者（1名以上） 精神保健福祉士又は保健師等（2名以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） 臨床心理技術者（1名以上） 精神保健福祉士又は保健師等（2名以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） 看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）
	検査体制 (※他の医療機関との連携で可)	<ul style="list-style-type: none"> CT MR1 SPECT（※） 	<ul style="list-style-type: none"> CT MR1（※） SPECT（※） 	<ul style="list-style-type: none"> CT（※） MR1（※） SPECT（※）
	BPSD・身体合併症対応	救急医療機関として空床を確保	急性期入院治療を行える他の医療機関との連携で可	
	医療相談室の設置	必須		—
地域連携拠点機能		<ul style="list-style-type: none"> 地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療センター地域連携会議」の組織化等 		
診断後等支援機能		<ul style="list-style-type: none"> 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催 		
アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能		<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人や家族からの抗アミロイドβ抗体薬に係る治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等と連携し、当該治療の適応外である者への支援等 		
事業の着実な実施に向けた取組の推進	都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与	※基幹型が存在しない場合、地域型・連携型が連携することにより実施		

アルツハイマー病 と 抗アミロイドβ抗体薬

80歳で認知症を発症したと考えた場合の例

抗アミロイドβ抗体薬の適応時期



- 注:**
- 抗アミロイドβ抗体薬の使用には、専門的な知識を持つ医師による診断、認知機能の検査、脳にアミロイドが蓄積していることの確認（検査）、当該医療機関で副作用を管理できる体制等が必要。
 - 適応時期は限定的なため、適切な説明が行われるよう啓発が必要。
 - アルツハイマー病でも適応外の時期の人や、アルツハイマー病以外の認知症の人への配慮が必要。

認知症の種類（主なもの）

認知症にはその原因などにより、いくつか種類があります。

■前頭側頭型認知症

◆脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

【症状】

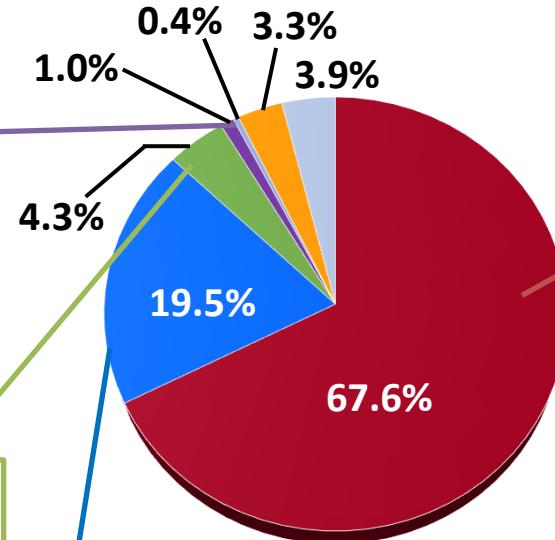
感情の抑制がきかなくなったり、社会のルールを守れなくなるといったことが起こります。

■レビー小体型認知症

◆脳内にたまつたレビー小体と呼ばれる構造物が脳などに出現し脳の神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

【症状】

現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなるといった症状が現れます。歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。



■アルツハイマー型認知症

◆脳内にたまつた異常なたんぱく質により神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

【症状】

昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。軽度のもの忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていきます。

■血管性認知症

◆脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られずに、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

【症状】

脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また障害を受けた部位によって症状が異なります。

（その他の凡例）

- アルコール性
- 混合型
- その他

各説明は、全国国民健康保険診療施設協議会「認知症サポートガイドブック」を元に作成
データは、「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(H25.5報告)及び『「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について』(H24.8公表)を引用

アルツハイマー病 治療薬「レカネマブ」

医薬品の概要

薬剤名	レカネマブ（遺伝子組換え） [販売名：レケンビ点滴静注]	製造販売業者	エーザイ株式会社
申請日	2023年1月16日	承認日	2023年9月25日
効能・効果	アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制		
用法・用量	レカネマブ（遺伝子組換え）として10mg/kgを、2週間に1回、約1時間かけて点滴静注		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 脳内に蓄積しアルツハイマー病を引き起こす原因と考えられている凝集アミロイドβ（Aβ） プラークの前駆物質である可溶性Aβ凝集体（プロトフィブリル）に対する抗体医薬品 エーザイ社とBioArctic AB社の共同研究から得られた抗体であり、国際的な臨床開発はエーザイ社が主導 優先審査対象（審査期間9ヶ月） 承認条件：一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間、全症例を対象に使用成績調査を実施 		

欧米の状況

米国 (FDA)

- 2022年7月 「迅速承認制度」に基づく生物製剤ライセンス申請
(A β プラークの低下作用に基づく申請)
- 2023年1月6日 迅速承認※
※臨床的有用性を確認するための検証試験データの提出が要件
- 2023年1月6日 エーザイ社が第三相試験の成績に基づく正式な承認申請
(認知症スコアの抑制効果に基づく申請)
- 2023年6月9日 米国アドバイザリー・コミッティーで議論
⇒ 正式承認が勧告された（全会一致）
- 2023年7月6日 正式承認

欧州 (EMA)

- 2023年1月9日に承認申請済み

アルツハイマー病 治療薬「ドナネマブ」

中医協 総 - 1
6 . 9 . 25

医薬品の概要

薬剤名	ドナネマブ（遺伝子組換え） [販売名：ケサンラ点滴静注液]	製造販売業者	日本イーライリリー株式会社
申請日	2023年8月18日	承認日	2024年9月24日
効能・効果	アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制		
用法・用量	通常、成人にはドナネマブ（遺伝子組換え）として1回700mgを4週間隔で3回、その後は1回1400mgを4週間隔で、少なくとも30分かけて点滴静注する。		
備考	<ul style="list-style-type: none">脳内に蓄積しアルツハイマー病を引き起こす原因と考えられている凝集アミロイドβ（Aβ）プラークのみに存在すると考えられるN3pG Aβに対する抗体医薬品エーザイのアルツハイマー型認知症治療薬「レカネマブ」に次ぐ、抗Aβ抗体医薬品Aβプラークの除去が確認された場合、投与を完了することが可能承認条件：一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間、全症例を対象に使用成績調査を実施		

海外の状況

米国 (FDA)

- 2024年7月2日 承認

欧洲 (EMA)

- 承認申請済み

認知症予防・介護の取組み

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

認知症予防の考え方と具体的な取組み

一次予防（認知症の発症遅延や発症リスク低減）

- 運動不足の改善と糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防
- 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持
- 介護予防や健康増進の取り組み

二次予防（早期発見・早期対応）

- かかりつけ医、保健師、管理栄養士等による健康相談
- 認知症初期集中支援チームによる訪問活動
- かかりつけ医や地域包括支援センターなどの業務・活動

三次予防（認知症の進行の予防と進行遅延）

- 重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応
- 認知症バリアフリー、不安の除去と安心・安全な生活の確保

通いの場への参加による介護予防の効果（概要）

- 日本老年学的評価研究（JAGES）の知見から

- 通いの場（サロン）の参加群は、①社会参加が増加して健康意識が高まったり、②認知症発症リスクが低下していた
- 通いの場に限らず、社会参加をしていた群は、③うつ発症リスクや、④要介護リスクが低下していた。

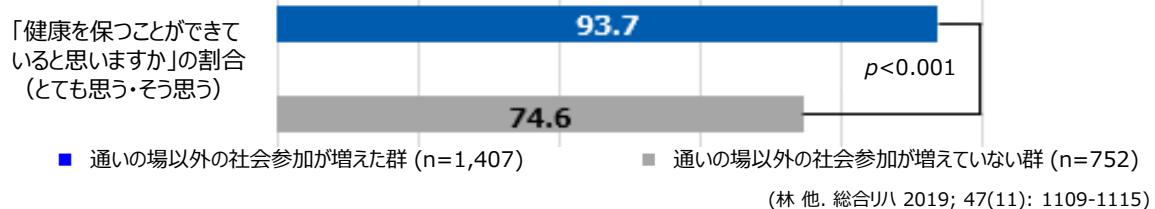
①社会参加の増加・健康意識の高まり

通いの場に参加した群の**65.2%**で通いの場以外の**社会参加**が増加し、
そのうち**9割以上**で**健康意識**等が高まった

《通いの場参加後の社会参加*状況》



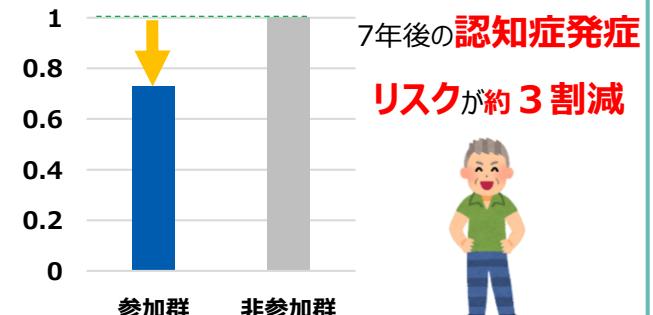
《心理面（健康情報・意識）の変化》



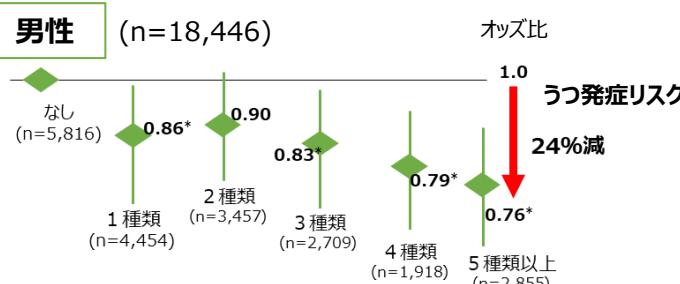
②認知症発症リスクの低下

オッズ比 **0.73倍**に
低減

サロン参加群は、



③うつ発症リスクの低下

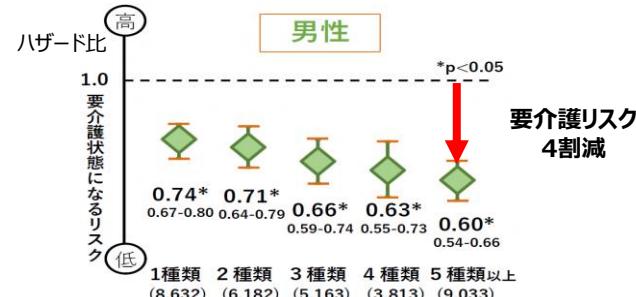


男女ともに**社会参加***の**種類が多い**ほど、
3年後の**うつ発症リスクが低下**していた

*ボランティア、スポーツの会、趣味の会、老人クラブ、町内会、自治会、介護予防と健康づくりの活動、学習・教養サークル、特技や経験を他者に伝える活動への参加を指す

（宮澤 他. 総合リハ 2021; 49(8): 789-798）

④要介護リスクの低下



男女ともに**社会参加***の**種類が多い**ほど、
3年後の**要介護認定を受けるリスクが低下**していた

*老人クラブ、業界団体、ボランティア、町内会、就労、スポーツの会、趣味の会等への参加を指す

（東馬場 他. 総合リハ 2021; 49(9): 897-904）

介護サービスの種類

※赤字が認知症の方に特化したサービスであるが、全ての介護サービスで認知症の対応を行っている。

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス 【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none">○訪問介護（ホームヘルプサービス）○訪問入浴介護○訪問看護○訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導○特定施設入居者生活介護○福祉用具貸与○特定福祉用具販売 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none">○介護老人福祉施設○介護老人保健施設○介護医療院	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none">○定期巡回・随時対応型訪問介護看護○夜間対応型訪問介護○地域密着型通所介護○認知症対応型通所介護○小規模多機能型居宅介護○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）○地域密着型特定施設入居者生活介護○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） <p>◎居宅介護支援</p>
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス 【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none">○介護予防訪問入浴介護○介護予防訪問看護○介護予防訪問リハビリテーション○介護予防居宅療養管理指導○介護予防特定施設入居者生活介護○介護予防福祉用具貸与○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none">○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none">○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）○介護予防短期入所療養介護	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none">○介護予防認知症対応型通所介護○介護予防小規模多機能型居宅介護○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

通所介護における初期認知症ケアの好事例 D A Y S B L G ! (東京都町田市)

【基本情報】

- ・地域密着型通所介護事業所で、所要時間7時間以上9時間未満の報酬を算定。加算は、「若年性認知症利用者受け入加算」、「認知症加算」を算定。
- ・認知症の方が9割、高次脳機能障害の方が1割の構成。認知症と診断された初期の段階の方、認知症の症状が初期の方を対象。
- ・1日の過ごし方をメンバーが選択

時間	内容
9:00	到着
9:45	バイタルチェック&水分補給
10:00	午前の予定選択 (例) 営業、ボランティア活動、弁当等の買 い物、庭掃除 他
10:30	各メンバーが選択した活動
12:00	昼食(例)弁当、外食
13:00	コーヒータイム
13:15	午後の予定選択 (例) 野菜配達、洗車、ボランティア活動、 公園散策 他
15:50	ティータイム
16:10	本日の振り返り
16:30	メンバーさんからの締めのあいさつ

(例①) 有償ボランティア: 仕事

- ・自動車ディーラーでの洗車業務、レストラン等に提供する玉ねぎの皮むき、カラオケ店の敷地草取り、保育園の雑巾縫い等で、「できること」の範囲で働き、労働の対価として「謝礼」を受け取っている。



(例②) 無償ボランティア: 社会における役割

- ・保育園から「子ども達に読み聞かせをしてほしい」との要望を受けて、学童保育や保育園での紙芝居の読み聞かせなどを行う。

